

## 加古川市いじめ防止基本方針の改定について【新旧対照表】

改定前	改定後の案
目次 はじめに 第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 (省略) <u>3</u> いじめの防止等に関する基本的な考え方	目次 はじめに 第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 (省略) <u>3</u> いじめの基本認識…………… 3 <u>4</u> いじめの防止等に関する基本的な考え方
	第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 (省略) <u>3</u> いじめの基本認識 ○ <u>いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得るものである。</u> ○ <u>いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。</u> ○ <u>いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。</u> ○ <u>嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。</u> ○ <u>暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。</u> ○ <u>いじめは、その態様により、暴行、恐喝、強要、名誉棄損、侮辱罪等の刑事法規に抵触する。</u> ○ <u>いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から、仲裁者もしくは相談者への転換を促すことが重要である。</u>
<u>3</u> いじめの防止等に関する基本的な考え方 (1) 未然防止 (省略) さらに、「 <u>中学校区連携ユニット12</u> 」による校種間連携を推進し、……	<u>4</u> いじめの防止等に関する基本的な考え方 (1) 未然防止 (省略) さらに、「 <u>学校園連携ユニット</u> 」による校種間連携を推進し、……
(4) 家庭や地域との連携 市全体で児童生徒を見守り健やかな成長を促すためには、PTAや地域の関係団体等と教職員が、いじめの問題について協議する機会を設け、「 <u>中学校区連携ユニット12</u> 」を活用するなど、……	(4) 家庭や地域との連携 市全体で児童生徒を見守り健やかな成長を促すためには、PTAや地域の関係団体等と教職員が、いじめの問題について協議する機会を設け、「 <u>学校園連携ユニット</u> 」を活用するなど、……

<p>第2 いじめの防止等のための対策に関する事項</p> <p>1 いじめの防止等のために市が実施すべき施策</p> <p>「市の基本方針」、<u>「加古川市いじめ防止・対応マニュアル～いじめの未然防止・早期発見・早期対応のために～」</u>（以下「<u>対応マニュアル</u>」という。）及び「<u>加古川市いじめ防止対策改善基本5か年計画</u>」（以下「<u>5か年計画</u>」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進する。</p>	<p>第2 いじめの防止等のための対策に関する事項</p> <p>1 いじめの防止等のために市が実施すべき施策</p> <p>「市の基本方針」、「<u>加古川市いじめ防止対策計画</u>（以下「<u>対策計画</u>」という。）及び加古川市いじめ防止・対応マニュアル（以下「<u>対応マニュアル</u>」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進する。</p>
<p>(1) 推進体制</p> <p>(省略)</p> <p>イ いじめ防止対策に係る<u>評価検証</u>について</p> <p><u>「加古川市いじめ防止対策評価検証委員会」</u>（以下「<u>検証委員会</u>」という。）は、<u>教育委員会の「5か年計画」</u>及び学校が実施する「<u>いじめ防止対策改善プログラム</u>」（以下「<u>改善プログラム</u>」という。）の取組状況について評価検証し、<u>教育委員会に助言する。</u></p>	<p>(1) 推進体制</p> <p>(省略)</p> <p>イ いじめ防止対策に係る<u>検証</u>について</p> <p><u>教育委員会が実施する対策計画及び学校が実施する「いじめ防止対策プログラム」</u>（以下「<u>対策プログラム</u>」という。）の取組状況について<u>専門家による検証を行い、教育委員会は検証結果を学校に助言する。</u></p>
<p>(2) 市全体の取組</p> <p>ア いじめの未然防止に関すること</p> <p>(省略)</p> <p>(オ) 発達に課題がある児童を支援するために小学校にスクールアシスタント、学校生活に適応しにくい生徒を支援するために中学校にメンタルサポーター等を配置する。……</p>	<p>(2) 市全体の取組</p> <p>ア いじめの未然防止に関すること</p> <p>(省略)</p> <p>(オ) 発達に課題がある児童を支援するために小学校にスクールアシスタント、学校生活に適応しにくい生徒を支援するために<u>中学校及び小学校にメンタルサポーター</u>等を配置する。……</p>
<p>イ いじめの早期発見に関すること</p> <p>(省略)</p> <p>(イ) いじめを早期に発見するため、「<u>心の相談アンケート</u>」を実施するとともに、……</p>	<p>イ いじめの早期発見に関すること</p> <p>(省略)</p> <p>(イ) いじめを早期に発見するため、「<u>学校生活に関するアンケート</u>」及び「<u>心の相談アンケート</u>」を実施するとともに、……</p>
<p>エ インターネットを通じて行われるいじめに関すること</p> <p>(ア) 児童生徒・保護者及び地域住民が、インターネットを通じて行われるいじめの防止といじめに対する適切な対処ができるよう、「<u>情報モラル教室</u>」「<u>サイバー犯罪防犯教室</u>」等を実施する。</p>	<p>エ インターネットを通じて行われるいじめに関すること</p> <p>(ア) 児童生徒・保護者及び地域住民が、インターネットを通じて行われるいじめの防止といじめに対する適切な対処ができるよう、「<u>情報モラル教室</u>」「<u>サイバー犯罪防犯教室</u>」「<u>ネットパトロール</u>」等を実施する。</p>
<p>オ 家庭・地域・関係機関との連携に関すること</p> <p>学校と家庭や地域の連携の促進を図るために取り組んできた「<u>中学校区連携ユニット12</u>」等を充実させるとともに、<u>学校評議員会</u>をはじめ、……</p>	<p>オ 家庭・地域・関係機関との連携に関すること</p> <p>学校と家庭や地域の連携の促進を図るために取り組んできた「<u>学校園連携ユニット</u>」等を充実させるとともに、<u>学校運営協議会</u>をはじめ、……</p>
<p>2 いじめの防止等のために学校が実施すべき取組</p> <p>(1) 「学校の基本方針」及び「<u>改善プログラム</u>」の策定</p> <p>(省略)</p>	<p>2 いじめの防止等のために学校が実施すべき取組</p> <p>(1) 「学校の基本方針」及び「<u>対策プログラム</u>」の策定</p> <p>(省略)</p>

<p>また、「<u>5か年計画</u>」に基づき、「<u>学校の基本方針</u>」を具現化した「<u>改善プログラム</u>」を策定し、検証・改善しながら実行する。策定した「<u>学校の基本方針</u>」及び「<u>改善プログラム</u>」については、学校のホームページ等で公開する。</p>	<p>また、「<u>対策計画</u>」に基づき、「<u>学校の基本方針</u>」を具現化した「<u>対策プログラム</u>」を策定し、検証・改善しながら実行する。<u>対策の実行にあたっては</u>、「<u>対応マニュアル</u>」に沿った取組を行う。なお、策定した「<u>学校の基本方針</u>」及び「<u>対策プログラム</u>」については、学校のホームページ等で公開する。</p>
<p>(3) いじめの防止及び対応 ア いじめの未然防止に関すること (ア) 全教職員の協力体制のもとで児童生徒に向き合う時間を確保し、年間を通じていじめの防止のための「<u>改善プログラム</u>」を策定し実施する。</p>	<p>(3) いじめの防止及び対応 ア いじめの未然防止に関すること (ア) 全教職員の協力体制のもとで児童生徒に向き合う時間を確保し、年間を通じていじめの防止のための「<u>対策プログラム</u>」を策定し実施する。</p>
<p>イ いじめの早期発見・早期対応に関すること (省略) (イ) 「<u>心の相談アンケート</u>」「<u>学校生活に関するアンケート</u>」などを実施することで、……</p>	<p>イ いじめの早期発見・早期対応に関すること (省略) (イ) 「<u>学校生活に関するアンケート</u>」「<u>心の相談アンケート</u>」などを実施することで、……</p>
<p>(カ) (省略) また、必要に応じて、<u>スクールサポートチーム</u>、<u>スーパーバイザー</u>、<u>学校支援チーム</u>等に支援を要請する。</p>	<p>(カ) (省略) また、必要に応じて、<u>スクールサポートチーム</u>、<u>スーパーバイザー</u>、<u>学校問題サポートチーム</u>等に支援を要請する。</p>
<p>エ インターネットを通じて行われるいじめに関すること (省略) (オ) 早期対応では、インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、……</p>	<p>エ インターネットを通じて行われるいじめに関すること (省略) (オ) 早期対応では、<u>ネットパトロール</u>等により、インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、……</p>
<p>第4 その他留意事項 (省略) 2 市は、<u>いじめ防止等に向けた取組を検証する「検証委員会」</u>の助言等を踏まえ、「<u>5か年計画</u>」の改善に努める。 3 学校は、「<u>改善プログラム</u>」に基づく取組について「<u>自己点検シート</u>」を用いて検証し、その結果を教育委員会に報告する。その検証結果を「<u>検証委員会</u>」が評価検証し、……</p>	<p>第4 その他留意事項 (省略) 2 市は、「<u>対策計画</u>」に基づくいじめ防止対策の取組について、<u>専門家により検証を行い、その結果に基づき、対策計画の改善に努める。</u> 3 学校は、「<u>対策プログラム</u>」に基づく取組について「<u>自己点検シート</u>」を用いて検証し、その結果を教育委員会に報告する。その検証結果を<u>専門家が検証し</u>、……</p>